

東秩父村地域防災計画【概要版】

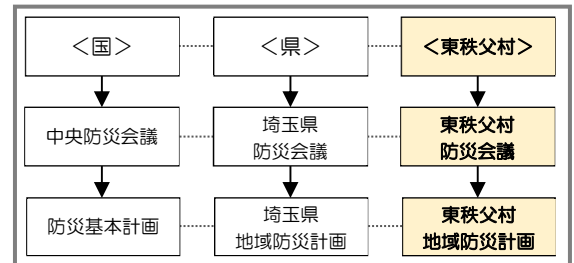
◆ 地域防災計画の概要（第1編：総則）

○地域防災計画とは

村において起こりうる災害から、村民の皆様の生命・身体・財産を保護することを目的として、村、防災関係機関、事業所、村民のそれぞれが果たすべき責務と役割について記述したもので、村の災害対策の基本となる計画です。

○計画の体系

東秩父村地域防災計画は、上位計画である国の「防災基本計画」及び県の「埼玉県地域防災計画」と整合をとった、「東秩父村防災会議」が作成する計画です。



○計画の構成

東秩父村地域防災計画は、次のような構成となっています。



○地域防災計画で想定する災害

風水害



村は河川上流部に位置するため、平野部で想定されるような大規模な氾濫は生じませんが、降雨のほとんどは槻川に流入することから、数十年に一度の規模のような豪雨時には浸水被害が発生するおそれがあります。

土砂災害



村域のほとんどは山間の傾斜地にあたるため、土砂災害の危険のある区域（土砂災害警戒区域など）が多数存在します。こうした区域では、大雨が降った場合、土石流やがけ崩れが発生するおそれがあります。

地震災害



埼玉県の地震被害想定によれば、村に最も影響を及ぼす地震（関東平野北西縁断層帯地震）が発生した場合、震度5強～6強の揺れが想定され、人的被害、建物被害等をもたらすおそれがあります。

事故災害・その他災害



大規模事故災害として、村で発生する可能性のある林野火災や、道路事故等の災害を想定しています。

第2編以降では、村や関係機関が行うことを災害別に記述しています。この概要版では、各災害に共通する予防・応急・復旧計画を抽出しています。

◆ 災害予防計画（第2編・第3編 共通）

災害による被害を最小限にとどめるためには、起こりうる災害を想定し、平常時から対策を進めることが重要です。計画の第2編・第3編において、それぞれの災害の予防計画を示しています。

○災害予防計画のポイント

村の防災力の強化
【防災活動拠点の整備】
【情報通信手段の整備】

被害防止対策の推進
【危険箇所の指定】
【防災用資器材の確保】

住民の自主防災力の向上
【防災訓練の実施】
【要配慮者の安全確保】

◆ 災害応急対策計画（第2編・第3編 共通）

村に大きな被害が発生した場合、災害対策本部を設置して災害応急対策活動を実施します。計画の第2編・第3編において、時間の経過に合わせて応急対策活動の計画を示しています。

○災害応急対策計画のポイント

活動体制の確立
【対策本部の活動整理、応援体制の整備】

警戒・初動・救援期に応じた応急対策活動
【避難情報の発令、災害情報の収集、避難所運営】

◆ 災害復旧復興計画（第2編・第3編 共通）

日常生活、産業活動等が速やかに回復するよう、村民、事業者等への支援を行います。計画の第2編・第3編において、それぞれの災害の復旧復興計画を示しています。

○災害復旧復興計画のポイント

被災者の生活再建の支援
【災害見舞金、住宅の再建支援金】

事業者等への支援
【中小企業、農林業資金融資】

◆ 事故災害・その他災害対策（第4編）

村で懸念される事故災害を選定し、それぞれの事故災害対策計画を定めています。

○村に係る主な大規模事故災害

林野火災
【消火活動の協力体制】

農林水産災害
【農業施設の応急復旧】

道路災害
【緊急輸送時の交通確保】

◆ 資料編

避難所や危険箇所の一覧、ライフラインに関連事業者との応援協定などをまとめています。今回の改訂において「災害時職員初動マニュアル」や村民向けの「防災課題図」を新たに追加しました。

○資料編のポイント

災害時職員初動マニュアル
【参集、避難所開設など直ぐに活動するための手引き】

防災課題図
【避難経路の安全性を示した地図】

本計画に基づき、災害対応手順や防災訓練等を継続的に行う事で、実践的で災害に強いまちづくりを進めてまいります！